

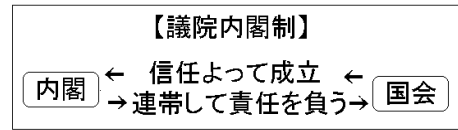
【】 議院内閣制

【】 議院内閣制の意義

[解答 1] 議院内閣制

[解説]

内閣総理大臣(首相)は、国会議員の中から国会が指名して、天皇が任命する。衆議院で多数をしめる政党の党首が内閣総理大臣に指名されることが多い。国民が直接内閣総理大臣を選ぶのではなく、国民が選挙によって選んだ議員で構成される国会が内閣総理大臣を選ぶ制度をとっている。すなわち、国民主権は、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くことになる。内閣は、国民を背景にもつ国会に対して連帯して責任を負うが、これは、国民→国会→内閣という国民主権の原理の当然の帰結である。したがって、内閣が国会の信任を失えば、存続の基礎を失うことになる。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。このように、内閣が国会の信任にもとづいて成立し、国会に対して連帯して責任を負う制度を議院内閣制という。



[解答 2] 責任

[解答 3] 国会に対して連帯して責任を負う。

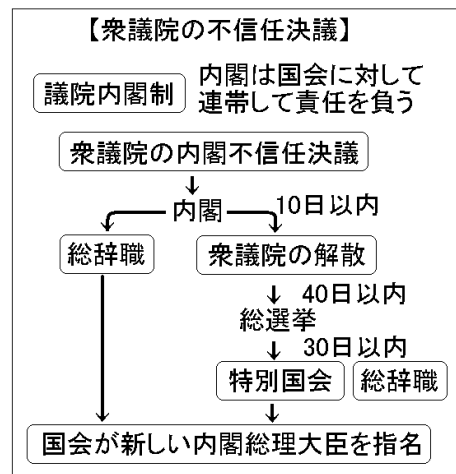
[解答 4] ① 議院内閣 ② 国会 ③ 大統領

【】 衆議院の内閣不信任決議と解散

[解答 5] 内閣不信任

[解説]

内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負っている(議院内閣制)。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。憲法は69条で「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。」と定めている。衆議院が内閣不信任を決議したときは、「国民→国会→内閣」という関係がくずれるので、内閣は存続の基礎を失うことになる。



不信任をつきつけられた内閣が行うべき一つの方法は総辞職である。総辞職を行った場合、国会が新しい内閣総理大臣を指名することになる。もう一つの方法は、逆に、衆議院を解散することである。「国民→国会→内閣」という関係からすれば、おかしいような感じがするかもしれないが、解散後行われる総選挙によって主権者たる国民の審判を受けることができ

るので、国民主権の観点からは、むしろ好ましいといえる。衆議院が解散されてから40日以内に衆議院議員総選挙が行われる。そして、選挙後30日以内に特別国会が開かれる。この時点で、もとの内閣は総辞職を行う。特別国会では、新しい内閣総理大臣が指名される。戦後、内閣不信任案が可決されたのは、1948年(第2次吉田内閣)、1953年(第4次吉田内閣)、1980年(第2次大平内閣)、1993年(宮澤内閣)の4回だけである。その4回とも、総辞職ではなく、衆議院の解散が行われた。

いっぽう、内閣も、内閣不信任決議が可決された場合に限らず、国民の意思を問う必要がある場合には、衆議院の解散を行うことができる。

[解答 6]総辞職

[解答 7]衆議院

[解答 8]① 衆議院 ② 総辞職 ③ 衆議院の解散

[解説]

戦後、内閣不信任案が可決されたのは、1948年(第2次吉田内閣)、1953年(第4次吉田内閣)、1980年(第2次大平内閣)、1993年(宮澤内閣)の4回である。その4回とも、総辞職ではなく、衆議院の解散が行われた。

[解答 9]ア

[解説]

「YはXを解散し」とあるのでYは内閣で、Xは衆議院である。郵政民営化に関連する法案は衆議院で可決された後に参議院(「もう一方の議院」)で否決された。当時、与党側は参議院でも過半数をしめていたが、郵政民営化に反対する一部の与党議員が本会議を欠席したために参議院で否決されてしまった。これに対して、当時の小泉首相は衆議院を解散して総選挙を行い、選挙に大勝した。この場合の解散は、内閣不信任案が可決されたために行われたのではなく、政策の可否を選挙によって国民に問うために行ったものである。内閣が衆議院を解散するのは、内閣不信任案が可決された場合に限らないというのが定説になっている。

[解答 10]立法権と行政権が、互いに抑制しあい、均衡を保つため。

【】 内閣総理大臣の選任

[解答 11]① 総辞職 ② 特別会

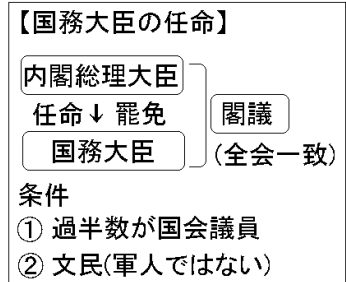
[解説]

内閣を構成する国务大臣は内閣総理大臣が任命する。(国会の承認, 天皇の任命などは不要である。) また, 内閣総理大臣は任命した国务大臣を自由に罷免できる。憲法が内閣総理大臣にこのような強い権限を与えているのは, 内閣におけるリーダーシップを発揮できるようにするためである。

国务大臣選任には 2 つの条件がある。1 つは, 選任される国务大臣の過半数が国会議員であることである。逆に言えば, 国会議員以外から国务大臣を選ぶことができる。条件の第 2 は, 国务大臣は文民(軍人でない人)

でなければならないことである。例えば, 自衛隊の将官を防衛大臣に任命することは憲法上許されない。

行政の運営についての議事は閣議で行われ, 閣議の決定は全会一致で行われ, 普通は秘密会である。内閣総理大臣は, 全会一致にならない場合, 必要があれば, 意見の合わない大臣を罷免できる。



[解答 12](1) 解散 (2) 内閣総理大臣 (3) 30 日以内

[解答 13]イ→ウ→エ→ア

[解説]

イ(特別国会の召集)→ウ(内閣の総辞職)→エ(内閣総理大臣の指名)→ア(国务大臣の任命)

[解答 14]イ→ウ→ア

[解答 15]総辞職

[解答 16]内閣総理大臣の指名

[解答 17]両院協議会で話し合うが, それでも意見が一致しない場合は, 衆議院の議決を国会の議決とする。

[解答 18]ア

[解説]

アは正しい。

イは誤り。国务大臣の全員が国会議員である必要はない。国务大臣の過半数が国会議員であればよい。

ウは誤り。内閣は行政権の行使について連帯して責任を負う。

エは誤り。内閣不信任の決議を行うことができるのは衆議院のみである。

【】 国務大臣の任命・閣議

[国務大臣の任命]

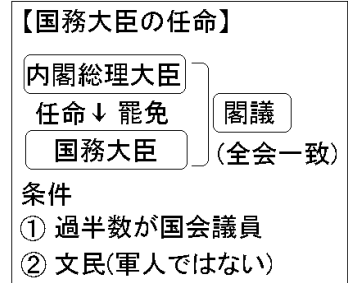
[解答 19] 国務

[解説]

内閣を構成する国務大臣は内閣総理大臣が任命する。(国会の承認, 天皇の任命などは不要である。) また, 内閣総理大臣は任命した国務大臣を自由に罷免できる。憲法が内閣総理大臣にこのような強い権限を与えているのは, 内閣におけるリーダーシップを発揮できるようにするためである。

国務大臣選任には 2 つの条件がある。1 つは, 選任される国務大臣の過半数が国会議員であることである。逆に言えば,

国会議員以外から国務大臣を選ぶことができる。条件の第 2 は, 国務大臣は文民(軍人ではない人)でなければならないことである。例えば, 自衛隊の将官を防衛大臣に任命することは憲法上許されない。



[解答 20] 国務大臣

[解答 21] 国会議員

[解答 22] 過半数

[解答 23] ① 任命 ② 国会議員

[解答 24] ウ

[解説]

国務大臣の過半数が国会議員であればよい。衆議院・参議院のどちらの議員でもかまわない。

[解答 25] ア

[解説]

アは正しい。内閣における総理大臣の強力なリーダーシップを確保するために, 国務大臣の任命・罷免の権限はすべて内閣総理大臣に与えている。

イは誤り。庁の長が国務大臣でない場合もある。例えば, 管内庁長官は国務大臣ではない。

ウは誤り。内閣総理大臣は国会が指名し, 天皇が任命する。

エは誤り。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。したがって, 国会議員でない国務大臣もある。

[解答 26] 国務大臣は, 内閣総理大臣が任命する。ただし, その過半数は国会議員の中から選ばなければならない。

[閣議]

[解答 27]閣議

[解説]

行政の運営についての議事は閣議で行われ、閣議の決定は全会一致で行われ、普通は秘密会である。内閣総理大臣は、全会一致にならない場合、必要があれば、意見の合わない大臣を罷免できる。

[解答 28]エ

[解説]

アは内閣総理大臣。イはどちらでもない。ウは最高裁判所の裁判官。

【】 行政・行政改革

【】 行政権

[解答 29]行政権

[解説]

法律や予算にもとづいて政治を行うことを行政といい、行政についての最高の責任をもつ機関が内閣である。憲法は、「行政権は、内閣に属する。」(65条)と定めている。

[解答 30]内閣

[解答 31]① 行政 ② 国会議員

【】 内閣の仕事

[解答 32]ア

[解説]

(内閣のしごと)

予算・法律	①予算案・法律案の作成→提出 ②予算・法律の執行(政令) ③行政の指揮監督
外交	外交に関する事務、条約の締結
その他	最高裁長官の指名・その他の裁判官の任命 天皇の国事行為に対する助言と承認 恩赦の決定(減刑や刑の執行を免除)

[解答 33]イ

[解説]

イの条例の制定は地方議会の仕事である。

[解答 34]イ

[解説]

アは国会，イは内閣，ウは地方議会，エは国会の仕事である。

[解答 35]ウ

[解説]

アは最高裁判所，イは地方議会，ウは内閣，エは国会の仕事である。

[解答 36]ウ

[解説]

アとイは国会，ウは内閣，エは裁判所の仕事である。

[解答 37]イ

[解説]

アは誤り。最高裁判所の長官は内閣が指名し，天皇が任命する。

イは正しい。

ウは誤り。内閣が予算案を作成し，国会が議決する。

エは誤り。具体的な事件の裁判で政令が憲法に違反していないかを審査するのは裁判所である。

[解答 38]内閣

[解説]

条約の締結は内閣の権限である。具体的には内閣が選んだ全権委員が外国の代表とともに条約に署名して行う。その後，国会が承認した後，内閣が批准して条約は発効する。国会の承認にあたっては衆議院の議決が優先する。

[解答 39]① 内閣 ② 国会

【】内閣：その他

[解答 40]イ

[解説]

アは誤り。国務大臣は，国会議員以外から選出することもできる。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。イは正しい。

ウは誤り。内閣は最高裁判所長官を指名し，最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官を任命する。エは誤り。解散せずに，総辞職をする選択肢もある。

[解答 41]イ

[解説]

アは誤り。内閣を組織する政党は与党である。内閣総理大臣は慣行上衆議院議員から選ばれているが、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。…」(憲法 67 条 1 項)とあるので、参議院議員から内閣総理大臣を選ぶこともできる。

イは正しい。

ウは誤り。弾劾裁判は、国会議員で組織する弾劾裁判所が不正のあった裁判官を罷免するための裁判。

エは誤り。第一審の裁判所の判決に不服がある場合に第二審の裁判所に訴えるのは控訴である。上告は第二審の裁判所の判決に不服がある場合に第三審の裁判所に訴えることである。

[解答 42]エ

[解説]

エが誤り。国政調査権は国会の権限である。

[解答 43]イ

[解説]

イが誤り。国権の最高機関であって国の唯一の立法機関であるのは国会である。

[解答 44]エ

【】各省庁

[解答 45]総務省

[解説]

総務省は人事・選挙・地方・情報・消防など国民生活と密接に関連する仕事を担当する。代表的な省庁をあげると、次のようになる。

(主要な省)

厚生労働省	年金などの社会保障, 医療
文部科学省	教育, 文化, 科学技術の発展
国土交通省	道路, 河川, 鉄道, 海上保安, 気象
環境省	自然の保護
財務省	国の予算の原案作成, 税の徴収, 造幣
外務省	大使や公使の派遣や受け入れなど国の対外的な仕事
防衛省	自衛隊

[解答 46]厚生労働省

[解答 47]環境省

[解答 48]国土交通省

[解答 49]財務省

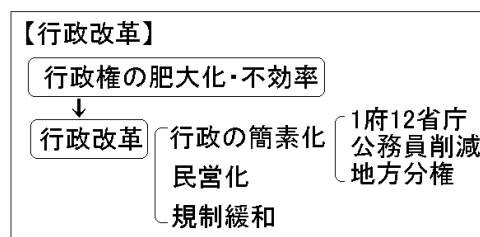
【】 行政改革・規制緩和

[解答 50]エ

[解説]

社会が発展していくにつれて、行政の仕事も増えて複雑になってきた。行政機関の人員や権限は年々大きくなり、法律の立案や実施においても、専門の行政機関が定める^{きまり}筈や^{きまり}規則にゆだねられるなど、行政機関にたよる度合いが高まっている。こうした行政権の^{ふた}肥大化がすすむと、政治上の重大な決定が、

事実上行政機関にゆだねられてしまい、誰が政治の最終決定権を持つ^{しゆけん}主権者かわからなくなってしまのおそれもある。さらに、行政権の肥大化は、行政費用の増大と^{ひふく}非効率化をもたらすし、財政赤字の一因にもなる。こうした現状に対応するため、1980年代から次のような^{こうせい}行政改革が行われている。



①公務員を減らし、行政組織の^{かんそく}簡素化をはかるため、2001年には中央省庁が、それまでの1府22省庁から1府12省庁に^{せい}再編成された。地方についても、1999年の政府指針の通達によって全国の市町村の合併(平成の^{たい}大合併)が行われた。また、^{ちほう}地方分権の推進にも力を入れている。

②日本国有鉄道・電信電話^{こうしや}公社・^{けん}専売公社が^{みやう}民営化され、さらに、郵政公社の民営化が行われた。

③^{きん}許認可権を見直して^{きん}規制緩和をはかるなどの施策が進められている。(規制緩和の例：米の販売を免許制から登録制に変え、誰でも米の販売ができるようになった。) また、行政手続きを公正なものにするため、行政手続法が定められた

[解答 51]ウ

[解答 52]ウ

[解答 53]エ

[解答 54]イ

[解説]

行政改革の一環として規制緩和が実行されているが、イの「統制経済の推進」はこれに逆行する。

[解答 55]内閣

[解答 56] 民営

[解答 57] 規制緩和

[解答 58] ① B ② C

[解答 59] 構造改革

【Fd 教材開発】 <http://www.fdtype.com/dat/>